

新型コロナウイルス等感染症発生時における 業務継続計画（BCP）

法人名	有限会社アポプロモート	代表者	川崎 陽子
所在地	590-0953 堺市堺区甲斐町東2丁1番14号	電話番号	072-228-9551

新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画

有限会社アポプロモート

【本 社】

介護支援事業所すずらん

介護サービスステーションすずらん

【施 設】

住宅型有料老人ホームすずらん

第 I 章 総則

1. 目的

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、業務継続計画（以下、BCP）を策定する。

本計画は、日本国内において新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が発生した場合においても、事業継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

また、本計画における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症にかかる呼称は、以下「新型コロナウイルス等感染症」と称する。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針は以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保

利用者は一般人に比べ重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

② サービスの継続

利用者の健康、身体、生命を守る機能をできる限り維持する。

③ 職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比較して感染リスクが高いことに留意し、自身の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3. 主管部門

本計画における主管部門（統括）は法人本部とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

1. 対応主体

法人本部の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2. 対応事項

(1) 体制構築・整備

役割	本社：担当者	施設：担当者
全体統括 緊急対応に関する意思決定	代表取締役 (対策本部長)	代表取締役 (対策本部長)
情報収集、 対策本部長のサポート	管理者	施設長
情報収集、利用者家族への情報提供 感染予防に関する準備等	介護支援専門員 サービス提供責任者	相談員
備蓄品管理	事務局	事務局

(2) 感染防止に向けた取組の実施

- 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
 - 新型コロナウイルス感染症等に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）を収集し、速やかに対応が必要な情報は管理者に報告を行い、事業所内で共有・周知する。

- 基本的な感染症対策の徹底
 - マスク着用・手洗い・手指消毒・換気・3密の回避等の感染対策を基本とする。

- 職員の健康管理
 - 出勤時検温し、37.5℃以上の場合、咳・倦怠感・咽頭痛等の症状がある場合には、事務所に連絡し、出勤停止とし、医療機関の受診、自宅療養をする。
 - 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断の為、完治までの間、出勤停止等の適切な処置を講ずる。
 - 【新型コロナウイルスの場合】
 - ・発症日を0日として8日目に抗原検査が陰性であれば出勤可能。
 - ・10日を経過した段階で検査が陽性であっても、感染のリスクが低いことから2重マスク等の感染対策をした上で出勤可能。
 - 【インフルエンザ等他の感染症の場合】
 - ・医師の診断に基づいた期間を出勤停止とする。
 - 体調不良時には速やかに相談出来る環境を整える。
 - 最新の感染症情報を元に、人込みを避けるようにする。

- 利用者の健康管理
 - 利用者に対しては、感染症の疑いについて早期に発見ができるよう、検温等の測定や咳症状等の有無、日頃から利用者の健康状態の変化に留意する。
 - 疾患の特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であるため、職員間の情報交換に努める。

【施設】

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う等、日頃から入居者の健康状態や変化の有無に留意する。
- 発熱、咳等の症状がある場合は、抗原検査を行い協力医療機関に連絡する。

□ 施設内出入り者の記録管理

- 事業所に入入りしている他事業者の職員を記録・把握し、感染者発生に備える。
- 来訪時には検温・マスク着用・手指消毒を徹底する。

【施設】施設内に入入りを行う者（家族、ケアマネ、行政関係者、業者等）は、検温及び「入館記録」に必ず記載を行った上で、手洗い・手指消毒後、入館を許可する。

□ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映

- 組織変更・人事異動があった場合には都度、委員会を開催し連絡先や体制等の変更を行う。

（3）防護具、消毒液等備蓄品の確保

□ 保管先・在庫量の確認、備蓄

- 防護具、消毒液等の在庫、保管場所を確認し職員に周知する。
- 感染症を疑わる者への対応により消毒液等の使用量が増加した場合に備え、普段から1週間分以上を備蓄する。
- 防護具、衛生用品に関しても不足の事態を考慮し余裕をもって備蓄する。
- 通常の委託先から確保できない事も考えられるため、感染症拡大が起きた時に備え、複数の業者と連携する。

（4）研修・訓練の実施

□ 業務継続計画（BCP）の共有

- 作成した業務継続計画（BCP）を各事業者や関係者で共有する

□ 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修

- 平時よりBCPの内容に関する研修を実施し、内容について各事業所管理者・施設長が評価し業務継続が困難と思われる内容については改善案を作成し対策本部長へ報告する。
- 個別対応のため整理し、他事業所との協力関係が受けられるような体制（協力体制）を整える。
- 日頃から医療機関と連携し、介護・障害福祉サービス利用者対応に向けて協力関係を構築し情報の共有を行う。

□ 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練（シミュレーション）

感染者や濃厚接触者が発生した事を想定し、感染者対策実施訓練を年1回実施する。

（5）BCPの検証・見直し

□ 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映

- 課題の確認
最新の感染者対応等を把握し訓練を実施する事で課題を洗い出す。
- 定期的な見直し
訓練実施後にBCPの見直しを行い、必要があればその内容について更新を行う。

第三章 初動対応

1 対応主体

対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

役割	本社：担当者	施設：担当者
全体統括	対策本部長	対策本部長
医療機関受診、相談センターへの連絡	介護支援専門員 サービス提供責任者	施設長
家族等への連絡、情報提供	介護支援専門員 サービス提供責任者	相談員
感染拡大防止に関する統括	管理者	施設長

【感染疑い者の発生】

- 息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常等の症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
- 感染の疑いをより早期に把握できるよう、毎日の検温や体調確認等により、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意する。
- 体調不良を自発的に訴えられない利用者もいるため、いつもと違う様子（活動量の低下や食事量の低下等）にも気を付ける。
- 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 管理者、施設長は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。

感染疑い者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。

2 対応事項

(1) 第一報

管理者へ報告

【本社】利用者及び職員に感染症が疑われる方が確認された際には管理者へ報告し指示を受ける。

【施設】入居者の中に、発熱・咳症状等のある感染疑い者を発見した時には、施設長に報告し指示を受ける。

地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡

【本社】かかりつけ医への受診が行えるよう対応する。

【施設】協力医療機関 XXXXXXXXXX に連絡する。

事業所内法人内の情報共有

- どこで・誰が・いつ・どのような状況でといった情報の共有。またその際に他の利用者や職員との接触があったか、病院 受診後の診断など必要な情報の共有を行う。

□ 指定権者への報告

●堺市介護事業者課に報告を行う。 電話 072-228-7348

●感染の疑いがある段階で管轄保健所へ報告を行う。

報 告 先：堺市保健所 健康福祉局 感染症対策課・食品衛生課

対象者の条件：高齢者・乳幼児・障害者等集団で生活又は利用する施設等。

発生状況が次に該当する場合に報告。

ア) 死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した。(疑いを含む)

イ) 患者が10人以上又は入所者・職員の合計人数の半数以上発生した。

(疑いを含む)

ウ) ア・イには該当しないが、施設長が報告の必要があると判断した。

堺市保健所への連絡 月曜から金曜 午前9時～午後5時30分

感染症の場合：保健所感染症対策課 電話 072-222-9933 FAX 072-222-9876

食中毒の場合：保健所食品衛生課 電話 072-222-9925 FAX 072-222-1406

休日・夜間連絡先 堺市役所 電話 072-233-2800

□ 居宅介護支援事業所・相談支援事業所への報告

●感染疑いがある段階で状況の報告を行う。また受診後の対応についても陰性・陽性に関わらず報告を行う。

□ 家族への連絡

●感染の疑いがある段階で家族への連絡を行い、病院の受診についても相談する。
また陽性の診断が下りた際のサービス提供についても説明する。

(2) 感染者疑い者への対応

【本社】

□ サービス提供の検討

【居宅介護支援】

●訪問前に感染疑いが判った場合は、当日の訪問を見合わせ、電話にて対応を行う。

【訪問介護、介護予防訪問サービス、居宅介護、重度訪問介護】

●居宅介護支援等と連携し、サービスの必要性を検討の上、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

●サービスを提供する職員のうち、基礎疾患を有する職員・妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。

●可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

●訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫する。

●訪問前後には手洗いをし、居室の換気徹底する。

●サービス提供時はマスク(2重)、プラスチック手袋、使い捨てガウン、フェースシールドを着用する。

□ 医療機関受診

●医療機関への受診はかかりつけ医や発熱外来等対応できる医療機関に連絡し受診を検討する。

【訪問介護、居宅介護】

●通院等乗降介助での依頼があった場合には、下記の通り感染対策を行い受診の介助を行う。

利用者：マスク着用

介助者：マスク(2重)、プラスチック手袋、使い捨てガウン、フェースシールド着用

乗車中は車両内の換気を行い、利用者は後部座席に乗車してもらう

サービス提供後は次亜塩素酸ナトリウムで車内の消毒を実施する

【施設：入居者への対応】

- 居室（個室）管理
 - 住宅型有料老人ホームすずらんは全室個室のため、感染疑い者は個室での管理とし、食事も居室で行う。
 - 感染疑い者と同じテーブルの方を濃厚接触者とし、居室にて隔離対応とする。
 - 感染対策用ワゴンを設置し、陽性になった場合の対応に備える。

- 対応者の確認
 - 対応する職員は、勤務割りを見直して、限定した範囲の中での職員が対応を行う。
 - 家族等への感染リスクを心配し、自宅に帰ることをためらう職員も想定されることから職員休憩室等の場所を提供し一時的な生活の場とする。

- 医療機関受診/施設内での検体採取
 - 発熱等がある感染疑い者は、抗原検査を行う必要があることから、玉井医師に相談の上、検査を実施する。

- 体調不良者の確認
 - 入居者が発熱、咳、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等の体調不良の有無を確認する。
 - 体調不良者を発見した時には、直ちに施設長に連絡を行い、指示を受ける。

- 消毒・清掃等の実施
 - 場所（居室、共有スペース等）、方法の確認
 - 感染疑い者が生活していた場所を特定し、消毒を行う。
 - 感染疑い者のベッド、寝具類及び直接接触した場所については、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒を行う。
 - 消毒は、居室だけではなく、手すり、風呂場、トイレ、車椅子等、入居者が直接接触したと思われる個所は丁寧にふき取りによる消毒作業を行う。

第IV章 感染拡大防止体制の確立

1 対応主体

役割	本社：担当者	施設：担当者
全体統括	対策本部長	対策本部長
感染拡大防止に関する統括	管理者	施設長
関係者への情報共有 業務内容検討に関する統括	介護支援専門員 サービス提供責任者	相談員
勤務体制・労働状況	管理者 サービス提供責任者	施設長
情報発信	管理者	施設長

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

(1) 保健所との連携

- 濃厚接触者の特定の協力
 - 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。
 - 直近2週間の勤務記録、利用者の介護記録（体調の変化や体温、症状等がわかるもの）等を準備する。
 - 感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、濃厚接触者が疑われる者のリストを作成する。
- 感染対策の指示を仰ぐ
 - 消毒範囲・消毒内容・運営を継続する為に必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。

(2) 濃厚接触者への対応

【本社】

【利用者】

- ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 相談支援事業所・居宅介護支援事業所等と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
 - 濃厚接触者のケアの実施内容・実施方法については、「厚生労働省障害福祉サービス等事業所における新型コロナ ナウウイルス感染症への対応等について」「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン等」を基準とした対策を行うものとする。
 - 担当となる職員に説明し理解を得たうえで、サービス内容の提供できる職員を選定する。
 - 出来る限り、当該職員へ対応する職員の数を制限するよう努める。

【職員】

- 自宅待機
 - 濃厚接触者に特定された職員は指定された場所において抗原検査を行う。
 - 濃厚接触者に特定された職員は、最低でも3日間の自宅待機とする。

- 濃厚接触者になった職員は、自宅待機の期間が終了した後、業務に復帰する前に職員本人及び他の職員が安心して勤務を行うために再度抗原検査を実施する。

【施設】

【入居者】

- 健康管理の徹底
 - 濃厚接触者に特定された入居者は、発熱、咳、喉の違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の体調不良の有無を常時確認する。
- 居室（個室）対応
 - 濃厚接触者は7日間以上は居室（個室）隔離を継続する。
 - 居室前のゾーニングを行う。
 - 居室（個室）の解除は館内の発生状況により決定する。
- 担当職員の選定
 - 対応する職員は、勤務割りを見直して、限定した範囲の中での職員が対応を行う。
- 生活空間・動線の区分け
 - 住宅型有料老人ホームすずらんは全室個室のため、濃厚接触者は個室での管理とし、食事も居室で行う。
- ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 通常のケアに加えて、入居者の発熱、咳、喉の違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚及び嗅覚の異常等の体調管理を行う。
 - 体調に変化があった場合には、協力医療機関に連絡し指示を受ける。

【職員】

- 自宅待機
 - 濃厚接触者に特定された職員は指定された場所において抗原検査を行う。
 - 濃厚接触者に特定された職員は、最低でも3日間の自宅待機とする。
 - 濃厚接触者になった職員は、自宅待機の期間が終了した後、業務に復帰する前に職員本人及び他の職員が安心して勤務を行うために再度抗原検査を実施する。

(3) 感染者への対応

【本社】

【利用者】

- ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 居宅介護支援事業所、相談支援事業所等と連携し、本人の生命・生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上で、サービスの提供を継続する。
 - 感染者のケアの実施内容・実施方法については、「厚生労働省障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン等」を基準とした対策を行うものとする。
 - 担当となる職員に説明し理解を得たうえで、サービス内容の提供できる職員を選定する。
 - 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
 - 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫する。
 - 訪問前後には手洗いをし、居室の換気徹底する。
 - サービス提供時はマスク（2重）、プラスチック手袋、使い捨てガウン、フェースシールドを着用する。

【施設】

【入居者】

□ 健康管理の徹底

- 1日2回（朝・夕）の検温、SP02の測定を行い、咳症状、咽頭痛、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の体調不良の有無を確認し記録する。
- 体温、症状等の有無を玉井医師に報告する。
- 居室内に体温計、パルスオキシメーターを設置する。

□ 居室（個室）対応

- 陽性者は発症日から10日間は居室（個室）隔離を継続する。
- 居室前にゾーニングを行い、防護具等の感染対策ワゴン等一式を設置する。
- 食事は使い捨て容器を使用。水分補給もペットボトル等で対応する。
- 発症日から11日目に症状が改善している場合、ゾーニングの解除を行う。
判断は対策本部長若しくは施設長が行う。

□ 担当職員の選定

- 対応する職員は、勤務割りを見直して、限定した範囲の中での職員が対応を行う。

□ 生活空間・動線の区分け

- 住宅型有料老人ホームすずらんは全室個室のため、陽性者が判明した段階で全入居者を原則、部屋食の対応とする。
但し、疾患等により部屋食が困難で、症状等が無い入居者は食堂にて1テーブル1名で食事を行う。
- 全員の隔離期間が解除するまで、全入居者の食事は使い捨て容器を使用し、水分補給はペットボトルで配茶する。

□ ケアの実施内容・実施方法の確認

食事介助	利用者の真向かいにならないように利用者の左右に位置して介助を行う。
排泄介助	居室（個室）にトイレが設置されているので、利用者毎に分ける必要無し。
オムツ対応	交換したオムツはビニール袋に入れ、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧する。
ポータブルトイレ	ゴミ袋を二重にし、尿パット等を吸い取り用として入れる。 交換時はゴミ袋1枚を外し、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧し閉じる。 ビニール袋に入れ、再度次亜塩素酸ナトリウムを噴霧し、ゴミ箱に入れる。
居室トイレ	排泄後、流しているかを確認。尿の色や排便があるかを確認する。
入浴介助	陽性の入居者は原則、清拭で対応する。 感染疑い者、濃厚接触者は原則、清拭で対応するが、入浴する場合には他の入居者への二次感染を防ぐため、入浴の順番を最終にし、入浴後は浴室等を消毒する。

(4) 職員の確保

- 事業所内での勤務調整、法人内での人員確保
 - 感染者・濃厚接触者となる事で職員の不足が想定される。勤務可能な職員を確認するとともに、職員の不足が見込まれる場合は、法人内での調整を行う。
 - 自治体・関係団体への依頼
- 滞在先の確保
 - 本社2階休憩室若しくは近隣のビジネスホテル等を利用する

(5) 防護具、消毒液等の確保

- 在庫量・必要量の確認
 - 個人防護具・消毒液等の在庫量・保管場所を明記し確認する。
 - 利用者の状況等から今後の個人防護具や消毒液等の必要量の見直しをたて、物品の確保を図る。
 - 個人防護具の不足は、職員の不安へも繋がるため十分な量を確保する
- 調査先・調達方法の確認
 - 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者との連携を行う。
 - 自法人内で情報交換し、調達先・調達方法を検討する。
 - 感染症拡大により在庫量が減るスピードが速くなる事や、依頼してから届くまでに時間がかかる場合を想定し適時・適切に調達依頼を行うとともに、緊急時に備え備蓄量を多めに確保する。
 - 全ての対策を行ったうえで不足が出る場合は自治体に相談を行う。

(6) 情報共有

- 事業所内・法人内での情報共有
 - 感染者等が発生した場合には、全体を統括する対策本部長及び管理者、施設長に第一報を入れて指示を受ける。
 - 事業所内での感染拡大を考慮し、社内インターネット等の通信技術を活用し各自最新の情報を共有できるように努める。
 - 感染者や濃厚接触者の情報を把握している場合は個人情報に留意しつつ必要に応じて情報の共有を行う
- 利用者・家族との情報共有
 - 全体を統括する対策本部長及び管理者、施設長の指示の下、感染者の情報、症状等を利用者・家族に連絡を行う。
- 自治体（指定権者・保健所）との情報共有
 - 感染者や濃厚接触者が確認された場合は、出来る限りの状況や濃厚接触者となる疑いのある者の情報をまとめ報告を行う。（時系列でどこで・だれが・どのように等明確に）
【堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課】
電話 072-228-7348 FAX 072-228-7481
【堺市保健所 健康福祉局 感染症対策課・食品衛生課】
対象者の条件：高齢者・乳幼児・障害者等集団で生活又は利用する施設等。
発生状況が次に該当する場合に報告。
ア) 死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した。（疑いを含む）

イ) 患者が 10 人以上又は入所者・職員の合計人数の半数以上発生した。
(疑いを含む)

ウ) ア・イには該当しないが、施設長が報告の必要があると判断した。

堺市保健所への連絡 月曜から金曜 午前 9 時～午後 5 時 30 分

感染症の場合：保健所感染症対策課 電話 072-222-9933 FAX 072-222-9876

食中毒の場合：保健所食品衛生課 電話 072-222-9925 FAX 072-222-1406

休日・夜間連絡先 堺市役所 電話 072-233-2800

関係業者等との情報共有

- 居宅介護支援事業所、相談事業所、他サービス事業者、医療機関等への情報共有を行い、サービス提供や今後の対応について、相談を行う。

(7) 業務内容の調整

提供サービスの検討（継続・変更・縮小・中止）

- 居宅介護支援事業所、相談事業所等と相談し、利用時間の変更や利用する方の縮小（生活を送るうえで必ず支援が必要な方に限定する等）を感染防止策に留意し提供する。
- 介護支援事業所すずらんは、電話等で行える業務内容で継続する。

(8) 過重労働・メンタルヘルス対応

労務管理

- 職員の感染状況に応じて、勤務可能な職員をリストアップし、調整する。
- 職員の不足が、見込まれる場合は早めに自法人に応援職員の要請を行い、可能な限り職員の精神的負担を軽減する。
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。

長時間労働対応

- 休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。

コミュニケーション

- 日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。
- 風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。

相談窓口

- 責任者と話し合いをしたい職員は、対策本部長のもとに直接相談に来ることもできる。

(9) 情報発信

関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

- 関係機関への説明は、各管理者、施設長が行う。
- 地域、マスコミ等への対応は、対策本部長が行う。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○令和2年4月7日付事務連絡（同年10月15日付一部改正）
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○令和2年6月30日付事務連絡
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

○令和2年7月31日付事務連絡
（別添）高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○令和2年9月30日付事務連絡
高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○令和2年10月1日付事務連絡
介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>